

別紙 1

社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業委託仕様書

1. 事業名称

社会貢献型都城産農畜産物活用モデル事業委託

2. 目的

都城市に居住する農業者等の生産した農畜産物について、国際情勢や資材価格の高騰等により農業経営の圧迫が続いていることから、都城産農畜産物を正規品や需要期同等の価格で買取り、物価高で食材の調達が困難になっているこども食堂等へ食材として寄贈することで、新たな販路の拡大及び農業者の収入増を図るモデル的な取り組みを実施し、その効果や課題を把握することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

業務の目的等を達成するため、提案した内容について委託者と協議し、その意向を反映したうえで、次の業務を行うものとする。

(1) 都城産農畜産物の購入

味や形に問題はないが、低価格（非需要期価格）で買い取られている都城産農畜産物（都城市で生産されたことが証明されるもの）を需要期価格で買い取る。なお、販売事業者と連携し、農業者が儲かる買取りや還元が実現できるよう受託者のノウハウやアイデアを駆使した効果的な企画を提案し、本市と協議の上実施すること。買取価格の設定にあたっては、需要期及び非需要期の価格差や市場動向等を踏まえ、その設定根拠を明確にすること。

(2) 都城産農畜産物の寄贈

(1)で買い取った都城産農畜産物をこども食堂等へ効率的かつ効果的に配送する手法を提案し、本市と協議の上、継続的に寄贈していくこと。寄贈方法に関しては、都城産農畜産物の鮮度保持の観点から、配送だけでなく市内直売所等を活用した食材の引き換えなどに、デジタル技術を活用した効果的な企画を提案し、本市と協議の上、実施すること。また、その実施結果を踏まえ、寄贈方法や提供手法の有効性について検証すること。

(3) 都城産農畜産物の効果的な PR

こども食堂等への寄贈による都城産農畜産物の販路拡大、PRに繋がる効果的かつ具

体的な企画を提案し、本市と協議の上実施し、その取り組みによる販路拡大等への影響について整理すること。

5. 成果物

(1) 業務完了報告書 1部(紙媒体及びデータ)

業務完了報告書には、下記の項目について必ず記載し、根拠及び内訳を明確にすること。

- ・ 買取価格の設定内容及びその根拠（需要期及び非需要期の価格差、市場動向等）
- ・ 農業者への還元額及びその算出根拠・内訳
- ・ こども食堂等へ寄贈した都城農畜産物の数量及び金額
- ・ 月別の実施状況（数量・金額等）
- ・ 寄贈したこども食堂等一覧
- ・ 配送方法及びその実施状況
- ・ 事業実施に係る費用の内訳（農畜産物の購入費、物流費、人件費等の内訳を含む）
- ・ 生産者及びこども食堂利用者の意見
- ・ こども食堂利用者の満足度
- ・ 取組を通じて得られた課題及び改善点

6. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。

また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

事業実施スケジュールを明確にし、履行期間内に構築を行うため、委託者に作業計画書を提出すること。

7. 注意事項

- (1) 本仕様書に定める業務にかかる旅費、消耗品費、その他一切の費用は受託者が負担するものとする。
- (2) 業務を実施するに当たり、本仕様書に明記されていない事項であっても、必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。
- (3) 受託者の責に帰すべき理由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は本業務の全部又は一部を第三者に再委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ当該本業務を完全に履行するために関与するすべての委託先を特定し、再委託の内容、それに含まれる情報等を記載した書面を委託者へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

8. 権利の帰属

本業務の成果品が、全て委託者に帰属することとし、受託者は、委託者の許可なく第三者に公表、貸与及び使用してはならない。

ただし、受託者が受託前から権利を有する知的財産権についてはこの限りではない。また、受託者が著作権を保有していない、画像・動画・音源などの素材や CMS 等のパッケージについては、素材提供元のライセンス規約に基づくものとする。

9. 秘密の遵守

受託者は、本業務において知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、または第三者に漏らしてはならない。

10. 疑義等の決定

委託者は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。また、本仕様書に定めのない事項、または業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により、業務を進めるものとする。